

新東健 第 1 3 3 8 号
令和元年 6 月 11 日

東区自治協議会会長 様

新潟市長 中原 八一
(担当：東区健康福祉課)

老人憩の家「松崎荘」の指定管理者制度導入
について（意見聴取）

新潟市区自治協議会条例（平成 1 8 年条例第 7 4 号）第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、下記事項について貴自治協議会に意見を求めます。

記

- 1 老人憩の家「松崎荘」の指定管理者制度の導入について

老人憩の家「松崎荘」の指定管理者制度の導入について

1. 施設概要

- 【施設名】 老人憩の家「松崎荘」（新潟市東区松崎1丁目14番33号）
【設置目的】 老人の健康を保持し、その福祉の増進を図る（新潟市憩の家条例第1条）
【事業内容】 高齢者の健康増進・教養の向上を図るためにレクリエーション等の場を提供（大広間、ワークルーム、浴室など）
【利用時間】 午前9時～午後4時半
【休所日】 毎週月曜日（月曜が祝日の場合は翌日も）、国民の祝日、
8月13日～8月15日、12月29日～1月3日
【利用料】 浴室利用の場合 1回100円（定期利用券の発行有）
【職員体制】 管理人（非常勤）2名

2. 東区老人憩の家の現状

施設名	指定管理者
大形荘	新潟市東区老人クラブ大形地区協議会
岡山荘	新潟市東区老人クラブ大形地区協議会
じゅんさい池	東山の下地区コミュニティ協議会
大山台	山の下地区コミュニティ協議会

3. 指定管理導入の理由

（1）施設の基本理念の更なる充実

地域のノウハウとネットワークを活用した新たな活動の実施

（2）施設及び地域の相互活性化

地域団体の創意工夫を活かした自主事業や地域住民・他施設と連携した活動の実施

（3）経費等の効率的運用

4. スケジュール

指定管理期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）＜予定＞
今後の予定

実施時期	業務・内容
令和元年7月	第1回指定管理者評価会議開催
令和元年10月	第2回指定管理者評価会議開催
令和元年12月	指定管理者指定議案上程、委員会説明

※ 老人憩の家の指定管理者選定方法について

新潟市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針により、地域自治の振興などの目的のため、地元住民団体が管理運営することが効果的な施設については、非公募で選定することが可能。

指定管理者制度とは

「公の施設」の管理・運営を民間事業者等の団体が行うことにより，市民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的とした制度。

平成15年6月の地方自治法の一部改正により，市が設置する「公の施設」の管理について，市の出資法人や公共的団体等に限り管理を委託できる「管理委託制度」から，民間事業者やNPO等を含む団体（個人は不可）を指定して管理を委任できる「指定管理者制度」へ制度改正が行われた。

○指定管理者制度と直営との違い

	指定管理者制度	直営
管理運営主体	民間事業者を含む幅広い団体（個人を除く）	市
職員	指定管理者の職員	市の職員
施設の使用許可等	指定管理者が行うことができる	市が行う
リスク分担	協定書に基づく	市が負担
自主事業	指定管理者自らが，指定管理業務以外の事業を企画・実施できる。 事業に係る経費は指定管理者の自主採算となる。	—
設置者としての責任	市	市

○指定管理者制度を導入している例

- ・コミュニティセンター
- ・スポーツ施設
- ・寺山公園子育て交流施設い～てらす
- ・老人憩の家